

「私法と消費者保護」講義

1 契約とは何だろう？

事例1

A君は友達B君との間で、DVDを1000円で買うことを約束した。DVDはその時に受け取ったが、バイト代が入るのは10日後なので、支払いは10日後ということにした。

問1 この場合、A君とB君との間で売買契約は成立しているだろうか？

事例2

A君は、B君と事例1の約束をした後、そのDVDがつまらないという噂を聞いたので、やっぱり買うのをやめたくなった。

問2 A君は、10日後にB君から1000円の支払いを求められたとき、一方的にDVDを返すからやっぱり約束はなかったことにするということができるだろうか？

事例3

C君はD君との間で、1000円でDVDを買うとの約束をした。ところが、C君が1000円を支払ったのに、D君はDVDを渡してくれようとしなない。

問3 C君はD君が持っているDVDを、自分が買ったものなのだからといって、D君に内緒でこっそり持って行ったり、D君から力づくで取り上げたりしてよいだろうか？

2 契約を守らなくてもよい場合はあるのだろうか？

事例4

10年ぶりにたまたま出会ったちょっと怖そうな友達から、どうみてもポンコツの自動車を、100万円を買ってくれないかと頼まれた。「まさか断るとどうなるか分かってるよね！！」などとすごまれたので、仕方なく買うことにした。

事例5

人気アイドルが映画の撮影で使ったオープンカーだと言われてその自動車を買ったが、実はそれは真っ赤な嘘だったことが分かった。

事例6

アメリカ人の友人から、自動車を買うことになった。自分としては「100万円」で買う約束をするつもりだったが、うっかり「100万ドル」で買う約束をしてしまった。

事例7

友達との間で、100万円で購入約束をして、100万円を支払ったが、友達は自動車を渡してもらった約束の日が過ぎても自動車を渡してくれない。

問4 事例4から7の場合、契約をなかったことにできるだろうか？

問5 高校生の皆さんが、両親に内緒で自動車を買うという約束をした場合でも、事例4から7のような事情がない限り、代金を支払わないといけなのだろうか？

事例8

高校生の皆さんが、インターネット通販サイトを見ていたら、以前から欲しかったゲーム機が激安セールで売られていた。そこで、両親に内緒で、買うことにしたが、

その通販サイトの購入画面では、「未成年者の場合には親権者の同意がなければ取引できません」と大きく表示され、生年月日を入力するよう求められた。しかし、皆さんは、どうしてもゲーム機が欲しかったので、成年のふりをして嘘の成年月日を入力した。

問6 後日、お金もないのに勝手にゲーム機を買ったことが両親にばれてしまった。このとき、皆さんや両親は約束を取り消すことができるだろうか？

事例9

ある日、ある業者から電話がかかってきてアンケートに答えたら、「景品が当たったので営業所に来てください」と言われたので営業所に出向いた。

景品のハンカチをもらった後、同じ営業所内で開催されていたブランド物のハンドバッグの展示会に連れて行かれた。業者の人は「いつもは20万円する物なんだけど、今なら特別に半額の10万円がいいよ」と言って勧めてきたが、私にはそんな高いハンドバッグを買うつもりは全くなかった。

買うのをしぶっていると店の人が3人くらい出てきてみんなで、「似合うよ」「絶対安いよ」などと熱心に商品を勧めてきた。

しかし、時間ももう遅くなってきたので「そろそろ帰ります」と言って席を立とうとすると、「こんなに熱心に勧めたんだから誠意を見せてよ」と言われ、部屋からなかなか出してくれなかった。そのため、私は困って、契約してしまった。

問7 私は、契約をなかったことにすることができるだろうか？

問8 最終段落「しかし、…」以下の事情がなく、その時は一応自分で納得して契約を結んだという場合、私は、後から冷静になって考えた後で、買うのをやめることができるだろうか？

私法と消費者保護（講義）

第1 約束とは何だろう

1 事例1

「約束した以上は守らなければならない。」というのが基本的なルールであることは誰もが認めるところであろう。

約束は、法律上は「契約」と呼ばれる。

事例1では DVDという目的物、代金額1000円という点について、売りたいという意味と、買いたいという意味とが合致している。

2つの意思の合致により契約が成立する。

口頭でも、意思の合致があれば契約は成立し、書面の取り交わしまでは不要である。書面の取り交わしは、意思が合致したことの証拠に過ぎない。

2 事例2

Aが一方的に約束を無かったことにすることはできない。

自分の意思で約束した以上は守らなければならない、難しくいえば「自己責任原理」だが、自分の意思で約束したのであれば、その約束には縛られる。

友達に聞いたり雑誌を見たりしてDVDの内容に関する情報や評判を知ることが、契約の前の時点でできたはずである。

一旦契約をしてしまえば、後に不利な情報を知っても、一方的に契約を辞めることはできないのである。

本事例でも、Aが、後に一方的に約束を無かったことにすることはできない。

この意味で、契約を結ぶには、慎重さが要求されるのである。

なお、AがBとの間で再度話し合い、Bの了解が得られれば契約を解消することはできるが、これはBとの間で新たに合意できたケースであって、一方的に無かったことにすることはできない。

3 事例3

相手が契約の内容を果たしてくれない場合に、相手の家や学校、相手の勤める会社に、怒鳴り込んだり忍び込んだりして、自力でDVDを取ってくるのが許されるかといえば、これを許してしまえば、社会がメチャクチャになりかねない。

そこで、自分でDVDを取り立てること＝自力救済は禁止され、公平な第三者＝裁判所がDVDを引き渡す義務があるかを判断し、これが認められた場合に、裁判所（国の一機関）が自分に代わって強制的にDVDを取り立ててくれる制度が準備されている。

これが民事裁判である。

契約をして、それを守らない場合には、裁判を起こされてしまうことになる。

自力救済は禁止されるといっても、裁判を起こされてお金や物の引き渡しを請求されれば心理的な負担は大きい。

こんな負担を負わないためには、契約の内容を果たせば良いのだが、それが経済的に難しい場合もある。

契約を結ぶ時点で、よく考えることが必要なのである。

第2 契約を守らなくてもよい場合があるのだろうか？

以上のように、契約したら守らねばならないというのが基本的なルールなのだが、以下の場合にはどうだろうか。

1 事例4

強迫による意思表示は取り消せる

脅されての契約は、自由な意思に基づく契約とは言えないから。

本事例でも、強迫された状態から脱した後に、契約を取り消して、100万円の支払を免れることができる。

2 事例5

詐欺による意思表示は取り消せる。

騙されての契約は、自由な意思に基づく契約とは言えないから。

本事例でも、だまされた状態から脱した後に、契約を取り消して、100万円の支払を免れることができる。

3 事例6

錯誤による意思表示は無効である。

100万円で買うとの意思はあったが、100万ドルで買うとの意思は無かったから、100万ドルの契約に縛られる理由が無いのである。

本事例でも、100万ドルの支払いを求められたら、100万円で買うつもりだったと主張して、支払いを免れることができる。

4 小括

以上の3つの場合は、約束を守らなくて良いケースである。

約束に縛られるのは「自分の意思で約束したから」であったところ、これら3つの場合は「自分の意思で約束した」とはいえないからである。

では次の事例では契約に縛られるだろうか？

5 事例7

この事例は、自分の意思で約束をしたケースである。

契約の成立自体に問題は無いが、相手が契約内容を果たさない場合に、自分だけが果たさなければならぬというのは不公平である。

そこで、意思に問題は無くても、相手が契約の内容を守らない場合には、契約を一方的に無かったことにする（解除という）ことができる。とされている。

本事例でも、契約を解除して、支払った100万円の返還を求めることができる。

6 小括

以上の通り、契約の拘束力の根拠は自己の意思である＝自分の意思で契約した場合に拘束されるのだから、自分の意思で契約していない場合には契約を無かったことに出来る。

また、自分の意思で契約した場合でも、相手がその内容を守らない場合は、一方的に解除して自分も契約の拘束力を免れることが出来る。

第3 未成年者の保護について

1 問5

自分の意思で約束した場合には契約に縛られるというのが社会のルールだが、これはいわば「大人の」ルール。

20歳未満の未成年者であれば、原則として全ての契約を取り消せる。

未成年者は成長途上にあることから、「自分の意思」した契約を全て守れと自己責任を問うことは酷なので、一旦契約をしても、後に取り消せることにして未成年者を保護している。

ただ、常に取り消せるのかについて、次の事例を考えてみよう。

2 事例8

詐術を行った場合には取り消せない。

この場合にまで未成年者を保護しては、甘やかし過ぎとなるので。

気をつけよう。

第4 消費者保護について

大人同士の契約であっても、大人のルールを適用しても良いのか、悩ましいケースがある。

次の事例を考えてみよう

1 事例9

2 問7

取消権とクーリングオフ

I 詐欺、錯誤、強迫への当てはめ → 無理（騙された、脅されたとまではいえなし、商品を勘違いしている訳ではない）。

II 問題点のピックアップ

① 複数の店員で取り囲み、帰るというのに返さずシツコク勧誘し、契約させた。

② 商品を買わせるつもりなのにそれを隠して営業所に来させた。

これらの点から、本事例で、自由な意思で契約したといえるかは微妙。

このような商法が行われることは少なくない（人の良さに付け込む等）。

そこで、契約内容に着目した特別な法律により、契約の取り消しが認められる。

3 問題点①

帰る意思を示したのに、客を帰さずに強引に勧誘し、困らせて契約させた場合、その契約は取り消せる（消費者契約法4条3項）。

強迫とまでは言い切れないが、シツコイ勧誘行為を受けて困ってしまった契約は、自由な意思でなされたとは言えないからである。

4 問題点②（問8）

本事例のように、販売の勧誘をする目的を告げずに営業所へ誘う「アポイントメント商法」の場合、クーリングオフできるとされている（特定商取引法9条1項、政令1条）。

クーリングオフ＝契約から8日以内に、相手方に契約を解消するとの意思を伝えれば、契約を無かったことにできる制度。

商品を買うつもりが無いのに不意打ち的に買わされた状況に配慮して、冷静になるための期間が認められているのである。

5 小括

人同士の契約であっても、一方が事業者、他方が一個人＝消費者である場合、事業者がもっている情報の質や量、交渉力が、消費者に大きく勝っているケースがほとん

どである。

商品売っている事業者はその商品の良いところも悪いところも、裏まで知っているはずだし、電話勧誘員を大量に雇ったり、トラブルが起きた時に対応する部署を設けたりもする。

そこで、契約を結ぶ過程で、消費者の意思決定を歪める事情がある場合に、特に消費者側のみが契約を解消できることとし、消費者を保護したのである。

第5 総括

以上の通り、「約束した以上は守らなければならない」というルールで社会は動いている。

皆さんは未成年者であり、成長の途中にあることから、詐術を用いない限り契約を取り消すことができる。

しかし、今後成年者となれば、理由無しに契約を取り消すことはできなくなる。

契約を結ぶときは慎重に。契約を守らなければ民事裁判を起こされてしまうことになるので。

ただ、一方で、自由な意思決定を妨げられて契約した、契約されられてしまった場合には、契約を無かったことに出来る可能性が大きいことも知識として知っておいて欲しい。

困っても自分で解決できない場合には、学生課は勿論のこと、市民生活センター、消費生活センター、弁護士会等に相談を。

(参考文献)

「はじめての法教育 Q&A」(ぎょうせい、法教育推進協議会著 2007年)

62頁以下「私法と消費者保護」

～交通事故に巻き込まれたら～

平成23年2月17日

弁護士 井戸 勇 貴

別紙事案をもとに、下記の問いについて考えてみてください。

1. 事故を起こした人は、どのような責任を負うのでしょうか。

Q1 磯野勝男は、誰に対してどのような責任を負うのでしょうか。

民事責任・・・不法行為責任（損害賠償）

刑事責任・・・自動車運転過失致傷罪（刑罰）

行政責任・・・免許の減点

2. お互い、相手に何を求めることができるのでしょうか。

Q2 ケガをし、仕事を休まざるを得なかった剛田武は、磯野勝男に対し、何を請求できるのか？

バイクが壊れた磯野勝男は、剛田武に対し、何を請求できるのか？

民法709条「故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

2. では、どうやって求めていくのでしょうか。

Q3 剛田武及び磯野勝男は、それぞれ相手に対して賠償請求をしようと思っ

ていますが、どうやって行ったらよいでしょうか？

①示談 ②調停 ③裁判

3. 示談交渉上よくある問題

Q4 剛田武は退院後、磯野勝男宅におしかけ、「俺は被害者だ。1億円払え。払わんとどうなるか分かつとるやろ。」「払うまで帰らん。」となどと言った。

磯野勝男は、支払をしなければならないのは分かっているが、1億円は法外と思っている。

どのように対処したらよいのか？

Q5 剛田武はとりあえず治療費を払ってもらおうと思い、磯野勝男宅に請求書を送ったところ、代理人のナカジマという人物から「今後の交渉は自分が行うので、自分に連絡して欲しい。」と返事が返ってきた。

剛田武は、今後ナカジマに連絡をすべきか？

4. 裁判上の問題

Q6 剛田武は、磯野勝男に対し、損害賠償金の支払を求めて裁判をすることとした。

磯野勝男は、どのような反論ができそうか？

過失相殺

5. 裁判後の問題

Q7 裁判官は、磯野勝男に対し、剛田武へ300万円を支払えとの判決をだした。

しかし、磯野勝男には貯金が全くない。

磯野勝男はどうしたらよいか？

保険・・・強制保険

任意保険

6. その他の問題

Q8 入院費用を支払ったことにより、剛田武の貯金はなくなった。

しかし、骨折が完全に治っていないため、剛田武は「のびたラーメン」で働くことはまだできない。

裁判には時間がかかる。

当面の通院費と生活費を工面するため、剛田武はどうしたらよいか？

7. まとめ

※1 自分からは絶対に事故を起こさない。

運転時は、必ず交通ルールは必ず守り、注意して運転する。

※2 事故を起こしたら、必ずお互い助けあい、警察に連絡をする。

※3 相手の不正・不当な要求に対しては断固として拒否をする。

※4 分からないことは弁護士等専門家に相談する。
いわゆる示談屋とは絶対にかかわらない。

※6 保険には必ず入っておく。

以 上

【別紙】

(事案)

磯野勝男さんは、「わかめ高校」に勤める教師です。いつも愛車に乗って通勤しています。

剛田武さんは、「のびたラーメン」で働くアルバイトです。いつも自宅から自転車で通っています。

ある日の深夜、磯野勝男さんは、学校から自宅に帰るため愛車に乗って国道9号線を北へ走っていたところ、同じく自宅に帰ろうと自転車に乗っていた剛田武さんと接触事故を起こしてしまいました。

剛田武さんは、雨が降っていたため、右手に傘を持っており、しかも自転車のライトを点灯させていませんでした。

さらに、横断歩道のないところをナナメ横断していたところだったので、磯野勝男さんは横切ろうとしている剛田武さんに気付くのが遅れてしまったのです。

剛田武さんは、事故により両足骨折の重傷を負うことになり、3ヶ月間の入院及び9ヶ月間の通院を余儀なくされ、合計200万円の治療費がかかりました。

「のびたラーメン」で月15万円の給料をもらっていましたが、治療中は仕事は休まざるを得ず、お給料をもらえませんでした。

磯野勝男さんは、幸いケガをしませんでしたが、愛車がへこんでしまい、50万円の修理費がかかりました。

2011年6月1日
教務部

平成23年度 高校1年人権学習プリント

1年 組 番 氏名 ()

シーン1

新 文太くんは、京都学園高校の1年生で、将来の夢は新聞記者。スクープ記事を書いて世の中の不正を正したいと考えています。

文太くんは、みんなに見てもらおうと思って、ブログを作ることにしました。文太くんはすぐにブログを開設。翌日、クラスのみんなにもブログを作ったことを話して「見てね」といいました。

文太くんのブログは、学校での生活や、友達と遊んだときの話、町中での出来事などが分かりやすく書かれていて、みんなにも好評。友達からも「もっと更新してよ」と言われ、文太くんもうれしく思っていました。

そんなある日のこと、文化祭の準備で薄暗くなってから下校する時に、三田くんがとぼとぼ歩いているのを見つけた文太くんは声をかけました。

文太：「三田くん、どうしたの？」

三田：「文太くんか。実は……。井出くんがいじめられているのをみちゃったんだ。」

文太：「ええ！誰がそんなことをしていたの。」

三田：「少し暗かったから、はっきりはしないけど、多分太田くんだったと思う。それに、他の学校のような人もいたんだ。僕たちよりも少し年上だと思う。」

文太：「先生にいわなきゃ。」

三田：「うん。でも、先生に言って、後で太田くんに「告げ口したろ」みたいに言われるのも怖いし。」

文太：「でも、このままだと井出くんはつらい思いをしちゃうよ。」

三田：「文太くんが見たってことにして先生に言ってよ。お願い。」

文太：「でも、僕見てないし。僕だけが騒いでも……。そうだ！ブログに書くよ。それなら協力してくれる人も現れるかもしれないし、先生だって話を信じてくれるかもしれない。」

シーン2

文太くんは、家に帰ると早速ブログを更新しました。

題「少年は見た！～なぜ弱いものをいじめるの？～」

今日、学校でいじめがありました。

同級生のI出くんが、O田くんにいじめられたというのです。しかもO田くんは、ひとりではなく、他の高校の人も連れてI出くんをいじめていたのです。

ただでさえ、いじめは悪いことなのに、複数でするなんてもっとひどいと思います。

~~~~~

翌日、文太くんが学校へ行くと、学校は文太くんのブログの話でもちきり。学校にいじめがあったのだと話題になり、先生も職員会議と大あわて。

太田くんは、先生に呼ばれていました。

三田くんや他のクラスメイトが文太くんのところへやってきて、「ブログ見たよ。すごいスクープだね。正義の味方みたいだ。」と文太くんを褒めたたえました。

文太くんは、うれしく思って「やっぱり報道って大事だね。」と答えました。

しばらくすると、太田くんが教室に戻ってきました。クラスのみんなは、太田くんに近づきませんでした。

太田くんは、遠くから、ちょっと怒ったような顔で文太くんのことを見ていました。

文太くんは、心の中で「太田くんが悪いことしたのだからしょうがないじゃないか。」と思いました。

### シーン3

文太くんも先生から呼ばれました。

文太くんは、良くやったとほめられるのではないかとおもって職員室へ行くと……。

先生：「文太くん。昨日のブログの記事を消しなさい。」

文太：「なんで？いじめを止めることが出来て良かったんじゃないですか？それに、表現の自由というのがあるって、報道には自由が認められているって、公民の授業で教わりましたよ。」

先生：「職員会議で決まったことだから。それに、太田くんも井出くんも書かれて嫌な思いをしていると思うよ。」

文太：「太田くんは自業自得だよ。それに井出くんは悪いことしてないのだから嫌な思いなんてしてないはずだよ。」

先生：「井出くんは、今日、学校を休んでしまっているのですよ。」

文太：「どうして休む必要があるのかわからないよ。」

文太くんは納得がいかないまま教室に戻りました。

せつかく、井出くんのためにとあってブログに書いたのに。なぜこんなことになってしまったのでしょうか。

問1. 文太くんがブログを書くというのは、どんな権利でしょうか。

問3. 井出くんが学校を休んだのはなぜでしょうか。

問4. 文太くんは、記事を書くときにどんなことに気をつけておけばよかったのでしょうか

問5. 文太くんは、ブログの記事を消さないといけないのでしょうか。

#### シーン4

ある日、文太くんは友達トナヤマの砂山 真くん、あきやま秋山 寛太くんの3人で、遊びに行きました。真くんは、写真を撮るのが好きで、この日もたくさんの写真を撮っていました。真くんは文太くんに、撮った写真をブログにのせてくれるように頼みました。

文太くんも、この日のことはブログに書こうと思っていて、写真があったら、面白い記事が書けると思っていたので、早速、ブログを更新して写真も載せました。

翌日、文太くんは寛太くんに話しかけられました。

寛太：「文太くん、ブログの話だけど、一緒に遊んだことはいいけど、僕がうつってる写真は消してよ。」

文太：「楽しかったこと書いてるだけだし、それに、記事には友達と遊びに行ったって書いてるんだから、別に写真のせても変わらないよ。」

寛太：「だって、写真はなんだか恥ずかしいよ。」

文太：「そんなこと言っても、別に悪いことをしているわけじゃないんだし、写真入りの方がみんなにわかりやすいんだ。」

寛太：「そういうことはいいから、とにかく早く消してよ。」

#### シーン5

関口 恵さんは京都学園高校1年生で、入学して、勉強も順調でしたが、最近、友達ほしのの星野 希さんとすれ違いが多くて、なんだかぎくしゃくしています。

恵さんは希さんとうまくやりたいけど、うまくいかないなあと思って、はるか春川 清香さんにメールを送りました。

「最近、希とうまくってないんだ。なんか、今のままじゃ、学校も来るのが少しつらいの。なんかいい考えないかな？清香、お願い。いい考えがあったら、教えて！」

P.S. このメールは秘密だよ。」

清香さんは恵さんの悩みを聞いて、1人じゃなにもできないけれど、どうにかしてあげたいと思って、友達3人に恵さんからもらったメールを転送しました。

恵：「清香、勝手に、みんなにメールを送るなんてひどいじゃない。」

清香：「でも、みんな、真剣に考えてくれてるよ。」

恵：「秘密だよって送ったじゃない！」

清香：「3人だけだよ。それに、みんな、絶対、恵のこと考えてくれる、信頼できるって思ったから送ったんだよ。」

問7 寛太くんがブログに写真がのるのを嫌がったのはなぜでしょう。

問8 記事に書くのと写真と違うのでしょうか。

問9 恵さんはどうして「ひどい」と思ったのでしょうか。

問10 ブログで書いた場合とは何か違う点はあるのでしょうか。

## 平成23年度 高校1年人権事前学習プリント

まず、今回学習する“基本的人権”とは何なのでしょう。

日本には、「国の基本的なルール」として、**日本国憲法**が定められています。その法律によると、「すべて国民は、個人として尊重される」(第13条)と書かれています。

つまり、“基本的人権”とは、「**人が人らしく、自由があって、平等であり、幸せを追求できる**」ことで、日本国憲法の柱の1つです。

人らしい生活をするための基本的人権として、主に、3つの自由があります。

- ①精神活動の自由 (自由にものごとを考え、表現できること)
- ②経済活動の自由 (自由に職業を選び、財産を築くことができる)
- ③身体の自由 (むやみに逮捕されないこと)



憲法の3本柱

その他、憲法で保障されている権利として、下の表にあるようなものが挙げられます。

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 財産権        | 個人で財産をもっていていい権利            |
| 表現の自由      | 自分の考えや情報を外部に発表したり伝達したりする権利 |
| 社会権        | 人間らしい生活ができるように保障する権利       |
| (*)プライバシー権 | 私生活をみだりに公開されない権利           |
| 選挙権        | 国民が国の政治に参加することができる権利       |
| (*)環境権     | 健康で快適な生活をする環境を得られる権利       |
| (*)名誉権     | 自分に対する周りの評価を侵害されない権利       |

(\*)…これらの権利は、憲法の定める個別の権利保障規定に明示されていませんが、憲法上の人権として保障されるべきであると、“新しい人権”が確立してきました。

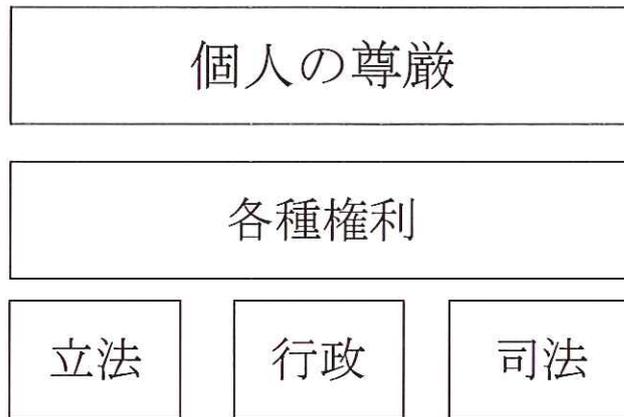
### ●もし「自由」と「人権」がぶつかったら…

人には、表現の自由があるとともに、プライバシーを守る権利がある。

「表現の自由」と「プライバシーの権利」がぶつかった場合は、「公共の福祉」に照らし合わせてどちらが制限されるか判断することになります。

## ★憲法はどんなことを規定しているの

日本国憲法では、まず、“ひとりひとりを大切にすること”（個人の尊厳）を根底に、人間らしい生活をするための自由（表現の自由や社会権など）である基本的人権を保障した上で、国を統治するために、法律をつくる国会（立法）・法律に基づいて政治を行う内閣（行政）・法律に基づいて裁判を行う裁判所（司法）の役割を規定しています。



### 【参照 日本国憲法 条文】

#### 第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

#### 第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

この事前学習プリントは、6月1日（水）の人権学習時にも使います。

**このプリントと筆記用具を忘れずに持ってきて下さい。**

事前に「中学 公民」や「現代社会」の教科書を読み返してみよう！



## 金銭トラブルと破産

2011年 11月 25日  
 弁護士 池澤 亮介

### 1. 金銭トラブルの種類

- ・ 家族以外からお金を借りたことがある人はいる？
- ・ この1年弁護士生活をしてみて思ったこと  
 →借金で人生設計がくるってしまう人が多い
- ・ 借金なしで生活することができればそれがよいが、そうも行かない。  
 例) 住宅ローン、車のローン、奨学金  
 →自分の例…奨学金
- ・ どうなると借金で身を崩すのか、そうならないためにはどうしたらいいのか、もしもお金で首が回らなくなったらどうしたらいいのかについて話す。
- ・ これから社会に出て必ず遭遇するお金の問題の代表  
 →借金（多重債務）、保証

### 2. 多重債務問題

- ・ お金はどこから借りるのか？  
 例) 銀行、質屋、消費者金融、ヤミ金…
- ・ 消費者金融は、銀行や質屋とどう違うのか？

|       | 審査                  | 利率        | 担保                  |
|-------|---------------------|-----------|---------------------|
| 消費者金融 | 緩やか                 | 6.3～17.8% | なし                  |
| 銀行    | ローンによる <sup>1</sup> | 4.0～14.5% | ローンによる <sup>2</sup> |
| 質屋    | 質草の評価次第             |           | 質草                  |

#### ・ 利息の計算

100万円を年利15%で借りたら、1年後の利息はいくら？

→15万円（1ヶ月で1万2500円）

1ヶ月で1万2500円払えなかったら、利率が上がる。

元金が減らなかったら、永遠に利息を払い続けなければいけない。

<sup>1</sup> カードローンは消費者金融に近いが利息はやや低め。

<sup>2</sup> 住宅ローンでは土地・建物に抵当権が設定される。カードローンは担保無しが多い。

・違法な利息

100万円以上…年 15%

10万円以上 100万円未満…年 18%

10万円未満…年 20%

→これを超える利息は民事上違法。

年 20%を超える利息は刑事罰の対象になる。

・親しい友達に、代わりにお金を借りて欲しいと頼まれたらどうするか。

→お金を返さなければならないのは誰か？

それは自分。不用意にお金を借りてはいけない。

・多重債務問題とは？

→多数の先から借金をして、借りては返すを繰り返している様な人

・どのような人が多重債務者になってしまうのか？

(破産の理由、2005年日弁連消費者問題対策委員会の調査)

→生活苦・低所得…25%

債務の返済…12.7%

保証債務・第三者の債務の肩代わり 9.9%

病気・医療費…9%

失業・転職…7.1%

事業資金…7.4%

給料の減少…4.6%

ギャンブル…1.3%

ちょっとしたことや突然の出来事で(給料の減少、失職、病気) これまで順調に返していた債務が返せなくなる。

安易に消費者金融やクレジットカードで借入をしないこと。

金銭的に余裕をもてるよう計画を立てて生活することが大事。

3. 保証

・保証とはどういう契約か、どういう責任を負うのか

保証は、破産理由の第3位(9.9%)

保証は、債権者との契約。

お金を借りた人が借金を支払わなくなったり、破産申立をしたりした場合、主たる債務者に代わって借金を支払う責任。

・保証人と連帯保証人の違い

単なる保証の場合、次の反論ができる。

「先に債務者本人に請求して下さい」(催告の抗弁、民452条)

「債務者には弁済の資力があるので(証明が必要)、主たる債務者の財産に強制執行して下さい」(検索の抗弁、民453条)

連帯保証人はこれらの反論ができない。

=債務者と同じ立場に立たされる(債権者に払えといわれたら拒めない)

・代わりに払ったら?

債務者に求償できる(お前の代わりに払ったから返せといえる)

ただし、もともとお金はないだろうから、返済は期待できない。

・妻(夫)の借金でも、夫(妻)は支払う義務はあるか。

保証人になってない限り義務はない。

・親(子)の借金でも、子(親)は支払う義務はあるか。

保証人になってない限り義務はない。

子が未成年なら、親は子の契約を取り消すことができる(民4条)

・親しい友人から保証人になって欲しいと頼まれたらどうするか。

親しいとはいえ友人に保証人を頼んでくるということは、他に担保にできるものがなく(質屋さんに出すものや不動産、車)、親族からも借金や保証人を断られているということ。

まず、保証人には絶対ならない!!

本当に親しい友人であれば、保証人になるのではなく、お金を借りなければならぬ状態に至った事情を聞き、京都弁護士会や法テラスといった相談窓口にご相談してみるようアドバイスしてあげることが大事。

#### 4. 破産とは

・借金が膨らんでしまったらどうするか?

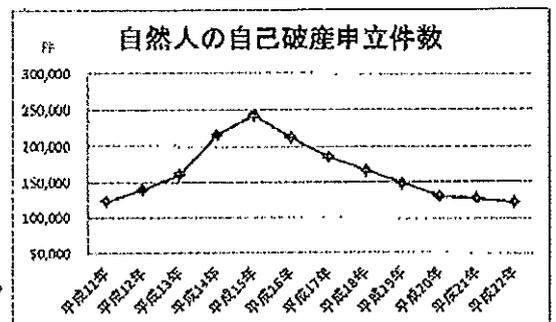
→返すか、あきらめるか

あきらめるのが破産。

・1年間に、破産する人はどれくらいいるか?

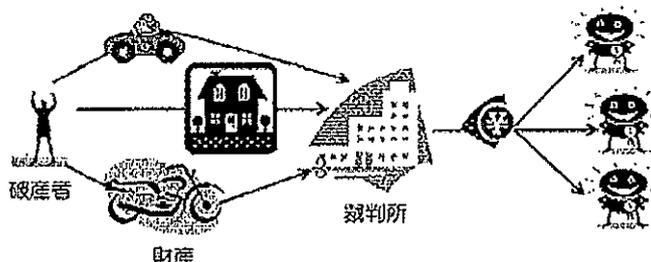
→平成22年で12万人

1ヶ月に1万人が破産を申し立てている。



・破産とはどういう手続か。

財産をほぼ全て投げ出して、債権者に分配する手続。



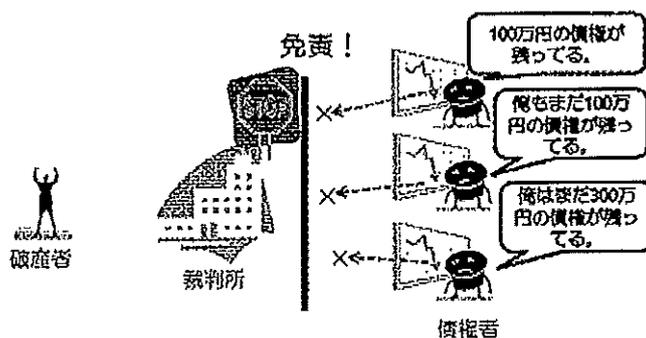
債権者に平等に分配したら、後は免責。

ただし、免責の不許可事由（浪費等）あり。

破産法の目的は、破産者の経済生活の更正の機会の確保（立ち直るチャンスを与えること）（破1条）

・破産することのメリットは？

免責されれば、残りの債務を払わなくてよくなる。



・破産することのデメリットは？

実はあまりない。

例外を除いて会社も辞めなくてよい、家族もバラバラにならないし、引越す必要もない、戸籍にもものらないし、選挙権・被選挙権もなくなる。

一応デメリットをあげると、資格の必要な仕事に就けない（弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士等々）、一部の業種でも仕事に就けない（警備業、保険の外交員等）、官報に掲載される、信用情報機関に登録されるので新たな借入はほぼ不可能になる。

→借金をしない普通の生活には影響ないことがほとんど。

5. 破産する状況にならないためにはどうしたらよいか

- ・身の丈にあった生活をする（収入と支出のバランスをとる）
- ・簡単にお金を借りない！！
- ・いくら大事な人のためであっても簡単に保証人にならない！！

6. それでも、借金・保証でどうしようもなくなったら

- ・一人で抱え込まないで、弁護士に相談する  
→京都弁護士会、法テラス京都事務所
- ・ヤミ金には手を出さない

# 交通事故の基礎知識

弁護士 奥村 寛昭

## 1 交通事故の責任

(1) 行政上の処分 免許の停止・取消処分

(2) 刑事上の処分

道路交通法違反

自動車運転過失致死傷罪

自動車を運転して過失によって人を死傷させた場合

危険運転致死傷罪 特に悪質な運転で人を死傷させた場合

(3) 民事の損害賠償責任

自動車損害賠償保障法による運行供用者責任

民法の不法行為責任, 使用者責任

ア 自賠責保険制度 加入の強制

傷害事故の損害 上限120万円

死亡事故の損害 上限3000万円

後遺障害の損害 75万円から4000万円

政府の保障事業 加害者不明, 自賠責保険に未加入

イ 任意保険 自賠責保険の限度額を超える損害が生じた場合,

任意保険によってカバー

加害者が任意保険に加入しているときに, 被害者との示談交渉は任意保険会社の担当者が行う。

被害者の加入する任意保険からの補償

- ・搭乗者傷害保険
- ・人身傷害補償保険
- ・無保険者傷害保険
- ・自損事故保険
- ・車両保険

## 2 加害者になってしまった場合

車両を停止させて, 負傷者を救護し, 119番通報

道路における危険を防止する措置

110番をして警察署に事故の報告

保険会社に連絡

被害者に対する誠意ある対応

意見が異なる場合, 駆けつけた警察官に自分の意見を正確に伝える

目撃者がいる場合, 名前, 電話番号等の連絡先を聞く。

損害を賠償するなどの書面の拒否

### 3 被害者になったら

#### (1) 現場での対応

加害者の確認

運転免許証の提示を求め、住所、氏名、電話番号等連絡先の確認

自賠責保険の証書や任意保険の確認の有無の確認

119番、110番通報

警察官に自分の意見を正確に伝える

被害者立会の実況見分調書の作成の申出

目撃者がいる場合、名前、電話番号等の連絡先を聞く

文書の作成は要求しない

#### (2) 損害賠償請求の準備

ア 治療に専念

イ 必要書類

交通事故証明書 自動車安全運転センター事務所

診断書、診療報酬明細書

休業証明書

領収書 交通費、その他費用

後遺障害診断書

### 4 誰に請求できるか。

(1) 運転者に対する請求 不法行為を理由とする損害賠償請求

(2) 使用者に対する請求

運転者が使用者の事業の執行について事故を起こした場合

(3) 保有者に対する請求

事故を起こした車両の保有者に対して

例外 車両が盗難に遭った場合

### 5 損害賠償交渉にあたって

(1) 事故直後に病院に行かずに、相当期間経過後に通院を始めると、

事故による治療か、持病による治療かが問題とされる

(2) 健康保険が、ほとんどの場合使える

整骨院、鍼灸、マッサージ等による治療も比較的認められる傾向

事前に保険会社の担当者の確認必要

医師の診断治療を受けないと、医師の診断書がなく証明書類の不備を

指摘され、後遺障害認定手続に必要な後遺障害診断書を作成してもら

えない。

(3) 治療の長期化

保険会社の担当者から治療の打ち切りをいわれることがある。

「そろそろ治療を打ち切って後遺障害診断書をとってください」  
後遺障害診断書が作成されると、原則として症状固定日以降の治療費は支払われない。

(4) 後遺障害の認定

後遺障害診断書の作成→後遺障害認定

後遺障害等級 1級から14級までの14段階

後遺障害慰謝料や労働能力喪失率（逸失利益）が判断される

6 死亡事故の場合

(1) 治療費

(2) 葬儀費用 130万円から170万円程度

(3) 逸失利益 基礎収入額×(1-生活費控除率)×就労可能年数に対応する  
ライプニッツ係数

生活費の控除率 一家の支柱の場合 30～40パーセント

女性 30～40パーセント

男性単身者 50パーセント

就労可能年数 通常67歳まで

高齢者の場合 平均余命の2分の1

(4) 慰謝料

一家の支柱 2700万円から3100万円

主婦，養育を必要とする子を持つ母親 2400万円から2700万円

その他 2000万円から2400万円

7 傷害事故の場合

(1) 治療費

(2) 入院雑費 1日当たり1400円から1600円程度

(3) 通院交通費 通院に必要な交通費

(4) 入・通院慰謝料 入院期間，通院期間，通院実日数によって

入院1か月，通院10か月 119万円から220万円

(5) 休業損害

損害算定の基礎となる給与，年収をいかにとらえるか。

給与所得者の場合 勤務先から提出される資料

主婦の場合

賃金センサスに基づく女性労働者の平均賃金（日額9588円）

職業を持っている場合，平均賃金か給与額かいずれか高い方

自営業者の場合 立証資料としては税務申告に関する書類が最も有効

(6) 後遺障害逸失利益

後遺障害によって喪失した収入減額分を就労可能期間まで請求

喪失率 後遺障害等級表に対応する喪失率

症状固定時の年収×労働能力喪失率×ライフニッツ係数

(7) 後遺障害慰謝料 1級から14級までの後遺障害等級によって

顔に残った傷

|       |         |     |               |
|-------|---------|-----|---------------|
| 女性の場合 | 「著しい醜状」 | 7級  | 900万円から1100万円 |
|       | 「醜状」    | 12級 | 250万円から300万円  |
| 男性の場合 | 「著しい醜状」 | 12級 | 250万円から300万円  |
|       | 「醜状」    | 14級 | 90万円から120万円   |

## 8 物損の場合

(1) 車両自体の請求

ア 修理費の請求

修理費が事故車の時価額に買替諸費用（登録費用に関する費用）を加算した額を上回る場合は、

買替差額（事故時の時価相当額＋買替諸費用－事故車の売却代金）

イ 時価相当額 「オートガイド自動車価格月報」（レッドブック）

「中古車価格ガイドブック」（イエローブック）

ウ 買替諸費用

①登録費用、②車庫証明費用、③廃車の法定の手数料相当分

④ディーラーの報酬部分のうちの相当額、⑤自動車取得税、⑥事故車両の自動車重量税の未経過分（還付される部分を除く）、⑦購入車両の消費税相当額

事故車両の自動車税、自賠責保険料は還付される

エ 慰謝料は認められない。

オ 格落ち損 修理しても、外観や機能が完全に元に戻らない場合

事故歴により商品価値の下落が見込まれる場合

修理費用の30%前後

(2) レッカー代

(3) 代車代 通常は1～2週間

(4) 休車損害

営業用車両の場合、修理または買替に必要な期間、営業車を使用できなかったことによる損害

## 9 賠償額の減額

(1) 過失相殺 被害者に落ち度が認められる場合

(2) 素因原因 被害者に既存の疾患（変形性頸椎症、椎間板ヘルニア）があり、それがために治療期間が延びたり、重い後遺障害が発症したりする場合

以上

(参考文献)「交通事故の法律相談」(横井弘明著 法学書院)

## 示 談 書

甲野太郎は（以下「甲」という）と乙野次郎（以下「乙」という）は、以下に表示の事故（以下「本件事故」という）について次のとおり示談する。

- 1 甲は、乙に対する本件事故の損害賠償として、既払金100万円のほか、金300万円の支払義務のあることを確認し、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り乙の指定する口座（金融機関・預金の種類・口座番号・口座名義人）宛送金して支払う。
- 2 乙は、本件事故につき甲に対するその余の請求を放棄する。
- 3 甲と乙は、後日乙に自賠償保険（共済）における後遺障害認定手続において後遺障害が認定された場合（すでに、後遺障害が認定されているときは、「後遺障害等級第〇級を超える後遺障害が認定された場合」）は、その損害の支払につき別途協議するものとする。
- 4 甲と乙は、本示談書に定めるほか、甲乙間になんらの債権債務のないことを確認する。

### （事故の表示）

日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
場 所 京都市〇〇区〇〇町1-2-3  
加害車両の登録番号 〇〇34め1234  
被害車両の登録番号 〇〇52さ4321  
事故態様 甲の運転する車両が乙の運転する車両に衝突した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所

氏名 甲 野 太 郎 ㊟

乙 住所

氏名 乙 野 次 郎 ㊟

## もしも 裁判員に なったなら

平成24年2月24日 弁護士 荻原卓司

## 1. 【第1話】

あなたは24歳の男性のサラリーマンです。

201×年5月1日、突然、京都地方裁判所から、裁判員候補者として呼出状が届きました。

あなたは、裁判員候補者として、5月15日に京都地方裁判所に出向き、裁判員に選任されました。

裁判官は3名（全て男性）、裁判員は、あなたを含め6名、うち2名が女性です。

公訴事実（被告人が今回裁かれる事実）のあらまは、以下の通りです。

「被告人は、1月15日の午後6時ころ、かねてから交際していた女性Aから、A宅にて、別れ話を切り出されたことに逆上し、殺意を持って、A宅の台所にあった包丁（刃渡り10センチメートル）を取り出し、Aの首付近を切りつけ、その直後に同包丁でAの腹部を刺し、もって出血多量によりショック死させたものである」

また、裁判員に配布されたスケジュールは、以下の通りです。

|          |             |                        |
|----------|-------------|------------------------|
| 5月15日（月） | 13:00～13:30 | 冒頭手続・双方冒頭陳述            |
|          | 13:50～14:40 | 甲号証（検察官から提出された証拠）の取り調べ |
|          | 14:50～17:00 | 検察官側証人B取り調べ            |
| 5月16日（火） | 10:00～10:45 | 検察官側証人C取り調べ            |
|          | 10:45～12:00 | 被告人質問                  |
|          | 13:30～14:15 | 論告・弁論                  |
|          | 14:15～16:45 | 評議                     |
| 5月17日（水） | 10:00～16:00 | 評議                     |
|          | 16:00～      | 判決                     |

あなたにとってはよくわからない用語もありましたが、とりあえず、公判に行くことにしました。

Q1 冒頭手続きでは、人定質問（本人であることの確認）、黙秘権の告知の後、公訴事実に対する被告人・弁護人の認否がなされます。この中で、裁判員として、特に注意して聞くべき点は、どこでしょうか。

Q2 裁判員は、事前に過去の新聞記事などでその事件のことを予習していくべきでしょうか。また、仮に予習を行う場合、気をつけるべき点は何でしょうか。

Q3 裁判員裁判の関係者は、裁判官、裁判員、被告人と、あと2種類いますが、誰と誰でしょうか。  
また、それぞれの役割は、どのようなものでしょうか。

## 2. 【第2話】

第1話の続きです。

裁判の手続きは、中央に座っている裁判長が進めていきます。

裁判長が、被告人に対し、「公訴事実には間違いはありますか？」と聞いたところ、被告人は、「私は殺していません！無実です！」と力強くいいました。

また、裁判長が、弁護人に対し、「弁護人のご意見は？」と聞いたところ、弁護人は、「被告人は、突然Aが自ら包丁で首を切ったことに動揺してA宅から走って自宅に戻ったにすぎず、被告人が首を傷つけたものではない。また、被告人は見ていないものの、Aは、自ら腹部を刺したものである。よって、被告人は無罪である」と主張しました。

その後、検察官の冒頭陳述（検察官が証拠によって明らかにしたい事実）が述べられました。

【検察官冒頭陳述のあらすじ】

Aは以前から被告人の暴力に悩んでおり、友人Cにもたびたび相談していたところ、意を決して、1月15日の5時30分に被告人に「話がある」というメールを送信した。その後、5時45分くらいに被告人がA宅に入った後、被告人がAから別れ話を切り出されたことに逆上し、午後6時こ

ろ、被告人がA宅の台所から包丁を取り出した。Aが「キヤー」という大声を出したが、被告人は、Aの首を包丁で切りつけ、首に深さ1センチほどの傷害を負わせ、引き続き、Aの腹部を8センチくらい差し、その後、A宅から逃走した。Aはその直後、出血多量によりショック死した。なお、A宅の近所の男性Bは、6時ころ、女性の「キヤー」という声を聞き、その直後、被告人が赤く染まったTシャツを着て逃げている姿を目撃した。

その後、弁護人の冒頭陳述（弁護人の主張）が述べられました。

【弁護人冒頭陳述のあらすじ】

被告人はAに暴力をふるった事実はない。1月15日の5時45分にAから呼び出されてA宅に行ったところ、Aから「好きな人ができたから別れて」と言われた。被告人はAのことがとても好きだったので「別れるわけにはいかない。一生君のそばにいる」と言ったところ、Aは、精神的に病んでいたことから、死ぬしかないと思いこみ、おもむろに台所から包丁を取り出し、静かに「あなたと別れられないなら死ぬ」と述べ、いきなり右手に包丁を持って首の右側を切りつけた、被告人が来ていたTシャツにもわずかに血が飛んだ。被告人は怖くなって逃げ出した。このように、被告人はAを刺していない。

Q4 このような、検察官と弁護人の主張が大きく食い違うことは、結構あるのでしょうか。

Q5 刑事裁判の場合、どのような場合に、初めて、有罪にできるのでしょうか。

Q6 弁護人の主張が認められなければ、直ちに、有罪になるのでしょうか。

Q7 弁護人の主張は、不自然なようにも思えますが、あり得ないこともないと思われます。この場合、弁護人の主張が正しいかどうかは、どのように判断していけばよいと思いませんか？

### 3. 【第3話】

第2話の続きです。

冒頭陳述の後、検察官側から、証拠が出されました。

主な証拠は以下のものです。

(1) 血が大量に付着した包丁

(2) 死体に関する検証調書

(死体を外部から観察し、その結果を記載した書面)

首の切り傷の深さ1センチ、腹部の傷の深さ8センチ

(3) 実況見分調書(死体を発見した現場に関する報告書)

被告人はうつぶせに倒れており、頭から50センチの付近に包丁が置かれていた。

(4) Aの携帯電話のメール送信履歴

1月15日 17:30 「今から大事な話があるの。家まで来てくれる？」

(5) Aの国民健康保険の利用に関する報告書

Aが、過去1年間、病院に通院した事実がないこと

なお、裁判長が、裁判員に対し、「捜査したのだが、Tシャツは見つかりませんでした」と説明されました。

その後、(6) 目撃者Bの証人尋問が行われました。

証人尋問は、一般的には、一方当事者(この場合は検察官)が一問一答形式で質問して回答し、その後、反対当事者(この場合は弁護人)が一問一答形式で質問していくことが多いです。

反対当事者が行う尋問を反対尋問と言い、ここで、証人の話が矛盾することや客観的な証拠に反することなどが述べられると、証人の話が信用できなくなっていく。

Bの証人尋問の概要は以下の通りです。

(主尋問(検察官側))

検察官：あなたは、どのような声を聞きましたか？

B：キャー、というすごく大きな声で女性が叫ぶのを聞きました。

検察官：そのあと、何が見えましたか？

B：若い男性が走っているのを見ました。

検察官：服装に見覚えはありますか？

B：上着はTシャツだったのですが、今まで見たこともないような赤と黒が混じった気持ち悪い色でした。

検察官：(包丁を示す) ここについている色と同じですか？

B：そう、同じ、同じ！

(反対尋問 (弁護人側))

弁護人：あなたは、本当に、女性の叫び声を聞いたのですか？

B：聞きました。間違いありません！

弁護人：テレビの音ではないですか？

B：いいえ、違います！

弁護人：A宅から聞こえたのですか？

B：はい、A宅です。

弁護人：そのあと走ってきた男性は、白いTシャツを着て、ところどころだけ、赤かったのではないのでしょうか？

B：いえ、そんなことはありません。真っ赤でした。

弁護人：しっかり見えたのですか？

B：はい、しっかり見えましたよ！

Q 8 証拠は大きく分けて「物」と「供述」の二つがあります。  
この二つの違いは何でしょうか？

Q 9 供述は、誤り（嘘や記憶違い）が入りやすいといわれています。  
でも、本当のことを話す方も多いです。  
どうやって見分けるべきでしょうか。

Q 10 ※難問

弁護人のBに対する反対尋問は、「絶対に無実のBを救うんだ」という視点から見ると、十分なものといえるでしょうか。

十分なものといえない場合、どのような工夫があればよかったですでしょうか。有罪にならないための方法を意識しながら検討してみてください。

4. 【第4話】

無事？一日目が終了し、あなたはぐったりとしながら帰途につきました。  
そしてあっという間に2日目が始まりました。  
2日目は、(7) Aの友人Cの証人尋問から始まります。

Cの証人尋問のあらすじは、以下の通りです。

(検察官側主尋問)

検察官：Cは、Aから、どのようなことを聞いていましたか？

C：「被告人からよく殴られた」と聞いていました。

検察官：あなたは、事件当日、Aから「今から被告人を自宅に呼ぶ」というメールを送っていますね。

C：はい

検察官：どんなお気持ちでしたか？

C：不安でたまらず、殺されるかもしれないと思いました。まさか、それが現実のものになるなんて・・・(号泣)

(弁護人側主尋問)

弁護人：あなたは、Aの親友でしたね。

C：はい、そうです。

弁護人：何でも話せる仲でしたか？

C：はい、何でも話せる仲でした。

弁護人：あなたは、1年ほど前から、被告人から殴られる、という話を聞いていたのですね。

C：はい

弁護人：病院に行くことをすすめましたね。

C：もちろんです！

弁護人：病院に行ったということをAから聞きましたか？

C：はい。特に、顔だとあざが残るので、腹を殴られることが多くて、医師も診断に困っていた、という話を聞きました。

弁護人：((5) Aの国民健康保険の利用に関する報告書)を示す。

1年間、Aが国民健康保険を用いて通院した事実がないのは、分かりますね。

C：はい

弁護人：あなたと被告人とは面識はありますか？

C：あります。

弁護人：どのような関係でしたか

C：恋人同士でした

弁護人：いつ頃まで交際されていましたか？

C：3年前まででした

弁護人：どうして別れたのですか？

C：性格が合わず、被告人のことが嫌いになったからです。

Q11 ※難問

弁護人のCに対する反対尋問と、Bに対する反対尋問で、何か違いがあると感じましたか？

5. 【第5話】

2日目は、引き続き、(8)被告人質問が行われます。

弁護人が被告人に対し質問を行い、検察官が反対質問をします。ただ、被告人には黙秘権があるため、被告人は検察官の質問に対し、黙秘することもできます。

被告人質問のあらすじは、以下の通りです。

(弁護人主質問)

弁護人：あなたは、Aが自分の首を切った瞬間、どう思いましたか？

被告人：やばい、死ぬかも、と思いました。

弁護人：どうして、逃げようと思いましたか？

被告人：私は、Aの親友Cから嫌われていることを知っていました。ですので、私がいなかったことにしないと、私がAを殺した、と疑われかねないからです。

弁護人：どうして、救急車や警察を呼ばなかったのですか？

被告人：同じです。私がAを殺した、とCに疑われるのが怖かったからです。

弁護人：Tシャツには血は付きましたか？

被告人：いえ、彼女とは、距離が離れていたもので、わずかしがついていませんでした。

弁護人：Tシャツはどうしましたか？

被告人：1月16日に家のごみと一緒に出しました。

弁護人：あなたが逮捕されたのは、1月17日ですよ。

被告人：はい

弁護人：そのTシャツがあれば、無実がより証明できたのではないですか？

被告人：今考えればそうですが、当時は、とにかく疑われたくなかったの  
で・・・

(検察官反対質問)

検察官：あなたは、Aのことが好きだったのですよね。

被告人：はい

検察官：とてもとても好きだったのですよね。

被告人：はい。

検察官：どうして救急車を呼ばなかったの？

被告人：いや、先ほども言った通り、Cに疑われるのが怖かったからです。

検察官：Aが好きなのに、好きな人が首を切っているのに、救急車を呼ば  
なかったんですね。

被告人：はい

検察官：首を切って、血を流しているのを見て、どう思いましたか？

被告人：やばい、と思いました。

検察官：死ぬ、と思いませんでしたか？

被告人：思いました。

検察官：あなたは、Aの腹部が刺されていることを、いつ知りましたか？

被告人：翌日の16日に新聞報道で知りました。

検察官：誰が腹部を刺したと思う？

被告人：いや、自殺するつもりだったから、自分で・・・

検察官：死にそうな人が自分で腹部を刺すと思う？

被告人：・・・刺したと思います・・・

これで、検察官・被告人全ての立証が終わりました。

検察官は、その後行われた論告で、Aが自ら首と腹を傷つけたという被告人の供述は信用できないこと、悲鳴を上げ、そのあと被告人が逃走したというBの供述は信用できることなどを理由に、Aが被告人を殺したことは間違いないとし、懲役18年を求刑しました。

弁護人は、その後の弁論で、Cの供述は被告人を嫌悪する感情で信用できないこと、被告人の主張も十分あり得ることなどを理由に、犯罪事実の証明が十分ではないとして、無罪を主張しました。

公判の最後に、裁判長が被告人に何かないと尋ねたところ、被告人は「私は無実です。分かってください」とだけ述べました。

そのあと、裁判官3名、裁判員6名で評議を行いました。

まず、裁判長から、現在の主な証拠について、もう一度、説明を受けました。

- (1) 血が大量に付着した包丁
- (2) 死体に関する検証調書  
(死体を外部から観察し、その結果を記載した書面)  
首の切り傷の深さ1センチ、腹部の傷の深さ8センチ
- (3) 実況見分調書(死体を発見した現場に関する報告書)  
被告人はうつぶせに倒れており、頭から50センチの付近に包丁が置かれていた。
- (4) Aの携帯電話のメール送信履歴  
1月15日 17:30 「今から大事な話があるの。家まで来てくれる？」
- (5) Aの国民健康保険の利用に関する報告書  
Aが、過去1年間、病院に通院した事実がないこと
- (6) 目撃者Bの証人尋問の結果
- (7) 友人Cの証人尋問の結果
- (8) 被告人の被告人質問の結果

そして、裁判長から「これらの証拠を踏まえ、皆さんは、被告人がAを殺したことが、立証できていると思われませんか？御意見を聞かせてください」と言われました。

あなたが戸惑っていると、裁判員の甲さん、乙さん、丙さんが、次々と意見をいいました。

#### 【甲の意見】

私は被告人がAを殺したと思います。

Aが、別れ話をした直後に自殺をしようなんて、普通は思いません。また、包丁で首を切る自殺方法は痛くて戸惑うはずです。また、死ぬなら、親友のCにメールしてから死ぬと思います。

ですので、私は、Aが殺したと思います。

#### 【乙の意見】

私は、被告人がAを殺したという確信までは持てません。

やはりCは、以前の恋人の被告人を相当恨んでいたと思うし、被告人がそのCからAを殺したといわれるのが怖いと思って逃げたという気持ちも、分か

る気がします。また、Bの目撃証言も、午後6時という暗い中だったので余り当てにならないと思います。

【丙の意見】

私は、意見を決めかねています。証人のBとCのいうことがややあいまいだからです。

ただ、包丁が現場におかれていたのがポイントだと思います。

本当に被告人が殺害を疑われたくないのであれば、何としてでも包丁を取り上げて逃げるような気がするんですよね・・・包丁を持たずに逃げるかな・・・

Q12 今の時点で、甲、乙、丙のどの意見が、自分の意見に近いでしょうか。

Q13 最後に、裁判員になったつもりで、裁判官に意見をいうつもりで、証拠から検討して、被告人がAを殺したという事実が立証できているか、検討してみてください。

また、その検討の際に、一番重要なものと考えた証拠を教えてください。

## 私法と消費者保護（講義）

平成 24 年 2 月 27 日 @ 精華南中学校

萩原 経

### 【持ち帰ってもらうこと】

- ・ 契約は守らなければならないのが原則であり、この原則はかなり強いものであること、その理由
- ・ 例外的に契約を守らなくともよいケースがあること
- ・ 消費者問題の構造

### 第0 弁護士の仕事について（5分目途）

弁護士の一日（自分の場合）

時間的にはどの程度仕事をしているのか

どんな仕事が多いか（起案、出廷など）

自分が扱っている事件はどんな事件が多いか

### 第1 約束とは何だろう（25分目途）

#### 1 事例1

「約束した以上は守らなければならない。」というのが基本的なルールであることは誰もが認めるところであろう。

約束は、法律上は「契約」と呼ばれる。

事例1ではゲームソフトという目的物、代金額1000円という点について、売りたいという意味と、買いたいという意味とが合致している。

2つの意思の合致により契約が成立する。

#### ■■ 意思表示の合致のイメージイラスト ■■

口頭でも、意思の合致があれば契約は成立し、書面の取り交わしまでは不要である。書面の取り交わしは、意思が合致したことの証拠に過ぎない。

#### 2 事例2

Aが一方的に約束を無かったことにすることはできない。

自分の意思で約束した以上は守らなければならない、難しくいえば「自己責任原理」だが、自分の意思で約束したのであれば、その約束には縛られる。

友達に聞いたり雑誌を見たりしてゲームの内容に関する情報や評判を知ることが、契約の前の時点でできたはずである。

一旦契約をしてしまえば、後に不利な情報を知っても、一方的に契約を辞めることはできないのである。

本事例でも、Aが、後に一方的に約束を無かったことにすることはできない。

この意味で、契約を結ぶには、慎重さが要求されるのである。

なお、AがBとの間で再度話し合い、Bの了解が得られれば契約を解消することはできるが、これはBとの間で新たに合意できたケースであって、一方的に無かったことにすることはできない。

### 3 事例3

相手が契約の内容を果たしてくれない場合に、相手の家や学校、相手の勤める会社に、怒鳴り込んだり忍び込んだりして、自力でゲームソフトを取ってくるのが許されるかといえば、これを許してしまえば、社会がメチャクチャになりかねない。

そこで、自分でゲームソフトを取り立てること＝自力救済は禁止され、公平な第三者＝裁判所がゲームソフトを引き渡す義務があるかを判断し、これが認められた場合に、裁判所（国の一機関）が自分に代わって強制的にゲームソフトを取り立ててくれる制度が準備されている。

これが民事裁判である。

契約をして、それを守らない場合には、裁判を起こされてしまうことになる。

自力救済は禁止されるといっても、裁判を起こされてお金や物の引き渡しを請求されれば心理的な負担は大きい。

こんな負担を負わないためには、契約の内容を果たせば良いのだが、それが経済的に難しい場合もある。

契約を結ぶ時点で、よく考えることが必要なのである。

## 第2 契約を守らなくてもよい場合があるのだろうか？（10分目途）

以上のように、契約したら守らねばならないというのが基本的なルールなのだが、以下の場合にはどうだろうか。

### 1 事例4

強迫による意思表示は取り消せる

脅されての契約は、自由な意思に基づく契約とは言えないから。

本事例でも、強迫された状態から脱した後に、契約を取り消して、100万円の支払を免れることができる。

### 2 事例5

詐欺による意思表示は取り消せる。

騙されての契約は、自由な意思に基づく契約とは言えないから。

本事例でも、だまされた状態から脱した後に、契約を取り消して、100万円の支払を免れることができる。

### 3 事例6

錯誤による意思表示は無効である。

10万円で買うとの意思はあったが、10万ドルで買うとの意思は無かったから、10万ドルの契約に縛られる理由が無いのである。

本事例でも、10万ドルの支払いを求められたら、10万円で買うつもりだったと主張して、支払いを免れることができる。

### 4 小括

以上の3つの場合は、約束を守らなくて良いケースである。

約束に縛られるのは「自分の意思で約束したから」であったところ、これら3つの場合は「自分の意思で約束した」とはいえないからである。

悪質商法は、詐欺のケースが多い（具体的な事例を。未公開株詐欺とか、原野商法

とか。)

お金を払ってしまった後でだまされたことに気が付いた場合には、契約を取り消してお金を返してもらえる権利があるといっても、なかなか帰してもらえない。相手は詐欺をしてお金を取るような人。お金はどこかに隠してしまっている場合も多いし、返してくれと言っても、のりくらりと言い訳をして返してくれない場合も多い。素直に返してもらえなければ、裁判をして財産を取り上げるしかないが、時間もお金もかかる。

詐欺とは言い切れないケースはどうか。詐欺の立証が大変な場合はどうか。

### 第3 消費者保護について (30分目途)

大人同士の契約であっても、大人のルールを適用しても良いのか、悩ましいケースがある。

次の事例を考えてみよう (取消権とクーリングオフ)。

#### 1 事例7

#### 2 問5

(1) 原則論の確認。Eさんはお金を払わなければならない。

(2) 詐欺, 錯誤, 強迫への当てはめ → 無理 (騙された, 脅されたとまではいえなし, 商品を勘違いしている訳ではない)。

(3) 問題点のピックアップ

- ・自宅という寛ぎ (無防備) の場所へ訪問して勧誘されたこと
- ・教材が長期かつ大量, 高額
- ・長時間の勧誘
- ・退去を促したが無視して勧誘を継続
- ・大勢の児童が使い成績があがったとの, 重要だが裏付けのとれない情報提供
- ・絶対成績が上がるという断定的判断
- ・本日限り20%引きであると, 時限的な有利条件を示して決断を迫る手法

#### 3 手当

しかしこのような商法が行われることは少なくない (人の良さに付け込む等)。

そこで, 契約方法等に着目した特別な法律「特定商取引法/消費者契約法」によりキャンセルが認められている。

#### 4 クーリングオフ

勧誘方法に着目

本件は, 自宅を訪れて, その場で契約させてしまう「訪問販売」

不意打ちであり, 自由な意思決定を形成するだけの時間的・心理的余裕が無い

↓そこで

訪問販売であるという「だけ」で, クーリングオフを認める。

↑

度胸があり, 即断即決ガタの性格の人もあるだろう。

しかし「多くの場合は」押されるままに契約してしまう。

そこで, 方法のみに着目し, 一概にキャンセルを認めた。

#### 5 困惑による取消 (消費者契約法4条3項1号)

勧誘の強引さに着目

本件は、Cさんが「帰ってください」と勧誘を断ったにも拘わらず、これを無視して勧誘が継続されたために契約を結ぶ羽目になった。

脅されたとまではいえないがこれに類似すること、事業者によりこのような強引な商法がとられることが往々にしてみられること、情報力や交渉力に劣る消費者が不利益を被ったまま放置するのが不公平であることなどから、消費者保護の見地から認められた。

【cf. 特商法の取消は、訪問販売については不実告知、重要事実不告知が取消原因であるため、情報提供の部分は問題とされにくい。また、消費者契約法でも、断定的判断は、金融商品等の価格に関する情報等に限られる。】

## 5 小括

人同士の契約であっても、一方が事業者、他方が一個人＝消費者である場合、事業者がもっている情報の質や量、交渉力が、消費者に大きく勝っているケースがほとんどである。

商品売っている事業者はその商品の良いところも悪いところも、裏まで知っているはずだし、電話勧誘員を大量に雇ったり、トラブルが起きた時に対応する部署を設けたりもする。

そこで、契約を結ぶ過程で、消費者の意思決定を歪める事情がある場合に、特に消費者側のみが契約を解消できることとし、消費者を保護したのである。

## 第5 総括 (5分目途)

以上の通り、「約束した以上は守らなければならない」というルールで社会は動いている。

契約を結ぶときは慎重に。契約を守らなければ民事裁判を起こされてしまうことになる。

なお、未成年者には取消権が与えられているので、本日の話は、未成年である皆さんにそのまま当てはまる訳では無いが、未成年なのにそれを隠して契約した場合に取り消せないこともある。

ただ、一方で、自由な意思決定を妨げられて契約した、契約されられてしまった場合には、契約を無かったことに出来る可能性が大きいことも知識として知っておいて欲しい。

一人で解決しようとしな。お父さんお母さんに相談するのはもちろんのこと、市民生活センター、消費生活センター、弁護士会等に相談を。

## 「私法と消費者保護」講義

### 1 契約とは何だろう？

#### 事例1

A君は友達B君との間で、ゲームソフトを1000円で買うことを約束した。ゲームソフトはその時に受け取ったが、お小遣いがもらえるのは10日後なので、支払いは10日後ということにした。

問1 この場合、A君とB君との間で売買契約は成立しているだろうか？

#### 事例2

A君は、B君から受け取ったゲームソフトをプレイしてみたが、つまらなかったため、やっぱり買うのをやめたくなった。

問2 A君は、10日後にB君から1000円の支払いを求められたとき、一方的にゲームソフトを返すからやっぱり約束はなかったことにするということができるだろうか？

#### 事例3

C君はD君との間で、1000円でゲームソフトを買うとの約束をした。ところが、C君が1000円を支払ったのに、D君はゲームソフトを渡してくれようとしなない。

問3 C君はD君が持っているゲームソフトを、自分が買ったものなのだからといって、D君に内緒でこっそり持って行ったり、D君から力づくで取り上げたりしてよいだろうか？

## 2 契約を守らなくてもよい場合はあるのだろうか？

### 事例4

10年ぶりにたまたま出会ったちょっと怖そうな友達から、どうみてもポンコツの自動車を、100万円を買ってくれないかと頼まれた。「断るとどうなるか分かってるだろうな！！」などとすごまれたので、仕方なく買うことにした。

### 事例5

オークションで、人気アイドルが映画の撮影で使ったオープンカーだと言われて中古車を高額で買ったが、実はそれは真っ赤な嘘だったことが分かった。

### 事例6

アメリカ人の友人から、自動車を買うことになった。自分としては「10万円」で買う約束をするつもりだったが、うっかり「10万ドル」と書いた契約書に署名をしてしまった。

問4 事例4から6の場合、契約をなかったことにできるだろうか？

### 事例7

山田荘小学校1年生の子供がいるEさんの家に学習教材のセールスマンが訪れ、小学校1年生から中学校卒業まで9年間使える学習教材をまとめて買うことを勧めた。セールスマンはEさんに対して、家の玄関先で2時間以上も勧誘したため、Eさんは、「今すぐには決められないので、今日は帰ってください」と言ったが、セールスマンは無視して勧誘を続けた。セールスマンは、山田荘小学校の児童もたくさん同じ教材を使って成績が上がっている、Eさんの子供もこの教材を使えば絶対成績が上がる、と繰り返しEさんに言った。またセールスマンは、現在キャンペーン期間中であり、今日までに契約すれば20%引きになるが、明日以降だと定価でしか売れない、と言って、その場での契約を迫った。そこでEさんは、9年分の学習教材を100万円を買うという契約を結んでしまった。

しかし、よくよく考えてみると、9年分の大量の教材を子供がきちんと学習できるのか、自分の子供に向いている教材なのか、疑問に思うようになった。

問5 Eさんは、契約をなかったことにすることができるだろうか？